

バルトロメ・カランサ研究の動向

—16世紀スペインにおける異端審問の個別事例として—

林 邦 夫

(1983年10月12日 受理)

Studies on Bartolomé Carranza: Case Study of a Cause by the Spanish Inquisition in the 16th Century

Kunio HAYASHI

スペイン異端審問制は、1478年に教皇による設立許可の大勅書が与えられ、1480年にセビーリャに異端審問所が創設されたことによって成立したが¹⁾、1813年のカディスのコルテスによって廃止され、王政復古期に復活したが、1834年に最終的に終焉を迎えた。このように350年以上の長きに亘って存続した異端審問制によって、多くの人々が様々な罪状によって審問に付され、焚刑・追放など種々の処罰に服した。従って個々の異端審問の事例は無数と云ってよい程に存在するが、その中で異端審問に付された人物が著名であったために、その審問も歴史に名を留めて、後世の研究対象となっている有名な個別事例がいくつかある。本稿で紹介するトレード大司教バルトロメ・カランサ (Bartolomé Carranza, 1503頃—1576) の事例もその一つである。トレード大司教はいわゆる首座大司教であり、スペイン聖界の頂点に位する人物である、と云ってよく、かかる人物が異端の嫌疑をかけられ、審問に付されたのであるから、それが耳目をひく事件となったことは当然である。

本稿では、カランサに対する異端審問〔以下、カランサ裁判と呼ぶ〕を中心として、カランサに関する諸研究を紹介していくが、今日までで最も包括的なカランサ研究を行なっているのはテレチェア=イディオゴラス²⁾であり、本稿でも彼の業績を中心に紹介していくことになる。具体的紹介に入る前に、わが国ではカランサが殆ど知られていないであろうという事情に鑑み、まず彼の生涯を概観しておく必要がある。

I

カランサは、1503年頃ナバーラのミランダ=デ=アルガ (Miranda de Arga) に生まれた³⁾。カラオーラ (Calahorra) の異端審問官であった叔父カランサ=デ=ミランダ (Sancho Carranza de Miranda) に連れられて、アルカラ (Alcalá de Henares) 大学に赴き、サン=エウヘニオ (San Eugenio) 学院でラテン語とアリストテレス論理学とを学んだ (1515頃—1519)。17歳のときにドミニコ修道会に入会し、サラマンカのサン=エステバン (San Esteban) 学院と、バリャドリーのサン=グレゴリオ (San Gregorio) 学院 (1525年入学) で修練を積み、アストゥディーリョ (Diego de Astudi-

llo) の下で神学を修め、グラナーダ (Luis de Granada) と親交を結んだ。1523年亡師の後を承けてサン＝グレゴリオ学院で神学の講義を担当し、同時に異端審問所の顧問にもなった。1539年には研鑽の甲斐あってローマで神学博士の学位を与えられ、引き続きドミニコ修道会総会に出席、9月に帰国し、その後1545年までサン＝グレゴリオ学院の教授として、聖トマス註解・聖書註解を講じる傍ら、異端審問所の検閲官 (censor)、鑑定官 (calificador) としても活躍した。その間、1542年にはクスコ司教職を提供されたが、辞退している。

1545年、帝国代表神学者としてソート (Domingo de Soto) とともに、トリエント公会議に出席、その間、1547年ヴェネツィアで任地不在司教を批判した問題の書『司教の不可欠なる任地定住義務について』(De necessaria residentia episcoporum) を公刊した。48年に帰国し、49年にパレンシアの修道院長に選ばれ、また同年には、王太子フェリーペの聴罪司祭職、カナリアス司教職をカール5世から提供されたが、双方とも辞退している。50年にはセゴビアでの総会でドミニコ修道会のカステーリャ管区長に選出され、51年再びトリエント公会議に参加し、53年帰国して管区長を辞し、教授職に復帰し、また王室付聖堂説教師を兼務した。54年、メアリー1世との婚姻のためにイギリスに赴くフェリーペに随伴し、イギリスの旧教への復帰のために尽力したが、57年にはフランドルに移ってその地のプロテスタント異端の取締にあたった。

1558年2月27日、辞退を重ねた末に説得されてトレード大司教職という栄誉ある地位に就任して帰国の途につき、8月14日にはバリャドリーに戻り、9月21日にはカール5世の薨去に立会い、10月13日にトレードに到着した。59年4月、巡察に出発するが、8月22日、トレラグーナ (Torrelaguna) において異端審問所によって逮捕された。その後、スペイン、次いでローマでの都合17年間に亘る裁判の結果、1576年4月14日に漸く最終判決が下されるが、それから間もない5月2日、カランサは幽閉先の修道院でその生涯を閉じた。

II

本稿の中心となるテレチェアのカランサ研究の紹介の前に、テレチェアに至るまでのカランサ研究の展開を先ず瞥見しておこう。

学問的なスペイン異端審問制史研究の嚆矢を成すのはリョレンテの研究であるが、既に彼の主著『スペインにおける異端審問制の批判的歴史』(1818)の第32～34章が、有名な異端審問の事例の一つとしてカランサ裁判を扱っている⁴⁾。リョレンテはスペイン異端審問制を批判する立場に立っているから、カランサ裁判も不当なものに見做していたと推測されるが、記述の全体的調子は、事実経過の客観的叙述という趣きが強く、著者の見解が強く打出されている訳ではない。

これに対してサインス＝デ＝ブランダ⁵⁾は、カランサ裁判文書の一部、フェリーペ2世の命によって歴史家モラーレス (Ambrosio de Morales) の作成したカランサ事件の記録、ローマへの裁判移送を訴えた教会法学者アスピルクエタ (Martin de Azpilcueta) のフェリーペ2世宛の覚書を活字化するとともに、カランサ裁判に対して鮮明な評価を下した。彼はまずカランサ裁判の原因として、①

トリェント公会議でカランサの該博な学識によって影を薄くされ、また司教の任地不在を批判したカランサの意見を憎悪した人々の敵意、②ドミニコ修道会内部での役職と学問的優位とをめぐる競争で敗れた修道士の嫉視と敵愾心、そして最も主要な原因として、③多くの者が望んでいたトレード大司教職に就いた者への敵意、を挙げている⁶⁾。次いで、カランサを陥れた人物として異端審問長官バルデス (Fernando de Valdés, 本稿ではバルデス姓の人物が2人登場する。以下、単にバルデスと表記した場合は異端審問長官のバルデスを指すことにする) とドミニコ修道会士カーノ (Melchor Cano) を挙げ、前者はカランサが任地不在を批判したこと (バルデスは任地不在のセビーリャ大司教であった)、自らが望んでいたトレード大司教職をカランサに奪われたこと、後者はカランサが学問上の競争者であったこと、カランサが彼の管区長選出に反対し、選出されるとローマの総会長に働きかけてこれを無効にさせたこと、によって夫々カランサを敵視していた、とする⁷⁾。そしてカランサへの敵意を共有する両者は、前者が後者にカランサの著書『公教要理註解』(1558)〔以下、『註解』と略記〕の検閲を依頼したことによって手を組み、カランサの失脚を図ったのだ、と主張するのである。このようにサインスはカランサ裁判を一種の謀略と見る訳で、従ってカランサの信仰についても当然、正統説をとっているが、その際彼が根拠としているのは、裁判前のカランサの行動 (イギリスでの旧教復活やフランドルでの異端撲滅に対する尽力など)、『註解』を異端書としなかったトリェント公会議の決定、物故直前のカランサの告解、である⁸⁾。

以上のサインスの見解と真向から対立するのは泰斗メネデス＝ペラーヨである⁹⁾。彼は自らが会長を務めた「王立歴史学会」(Real Academia de la Historia) に1875年に寄贈されたカランサ裁判文書の写本 (全23巻) を史料として記述をすすめているが、その結論部分¹⁰⁾によって彼の主張を見ていこう。彼はまず、カランサ正統説を申立てたドミニコ修道会やトレード聖堂参事会の挙げる理由は、カランサは謙虚で穏健な善き修道士であった、といった類の取るに足りないものである、と一蹴する。次いで顧慮に値する弁護理由として、イギリスやフランドルでの活動、異端者を改心させ異端書を焚書処分にしたこと、トリェント公会議におけるカトリック的意見の表明などを挙げるが、プロテスタントとの交わりの始まったカランサが、それ以後に考えを変えなかったことを、これらの事実が保証する訳ではないとして反駁する。

こうしてカランサ擁護論に反論した後、カランサ及びカランサ裁判について自説を開陳する。メネデスは、カランサが、ルター的内容の命題を書き、教え、説いた、と断じ、その証拠としてグレゴリウス13世の最終判決、カーノやソートによる検閲報告、カランサ自身の発言 (救いにとって業なき信仰のみで十分である。キリストの贖罪によって我々自身の贖罪は不要となった、など)、弟子たちにフワン＝デ＝バルデス (Juna de Valdés) の『神学的考察百十篇』(La cento e dieci divine considerazioni, 1550) をテキストとして与えたこと、などを挙げている。かかるカランサ評価から、当然カランサ裁判にも肯定的な立場がとられる。カランサの言動から見て、彼を裁判にかけ十分な理由があったといえ、裁判は全体的に見て正当であった。バリャドリャやセビーリャで異端が燃え熾っている時に、カランサの如き異端者を高位聖職に据えておくことは、スペインのカト

リズムにとって危険なことであった、などと述べ、「スペインにプロテスタンティズムが生まれた時に、これを抹消し、撲滅させたという榮譽を担っている」としてバルデスを称揚するのである。

サインスとメネンデスによってカランサとカランサ裁判をめぐる学説は出揃った、といってよい。それは単純化していえば、カランサ=正統・カランサ裁判不当説と、カランサ=異端・カランサ裁判正当説である。その後の諸研究も大別すればこの何れかの立場をとっている、といってよく、例えば大著『スペイン異端審問制史・四巻』(1906—07)を著わしたリーは、カランサ裁判にかなりのスペースを割き、基本的にサインス説に与している¹¹⁾。

以上の四つの研究書の後に、論文の形でカランサに関する研究が数篇発表されているが、筆者が参看出来た2篇についてのみ紹介しておく。一つはバリェジの論稿で¹²⁾、カーノによる『註解』の検閲報告を紹介して、それがカランサのルター主義的・アルンプラード派的傾向を指摘しているとし、バリェジもその評価を肯定している。もう一つはベルトラン＝デ＝エレディアの論稿で¹³⁾、曾てカランサに好意的な検閲判定を下しながら、裁判のローマ移送後にその判定を撤回し、カランサに不利な判定を改めて下したグラナーダ大司教ゲレーロ (Pedro Guerrero)、マラガ司教ブランコ (Francisco Blanco Salcedo) など5人の聖職者の件を扱っている。ベルトランは、この撤回が在ローマ国王使節スニガ (Juan Zúñiga) の進言が契機となり、異端審問会議 (Concejo de la Inquisición) の指示を受けた2人の聖職者による説得によって実現されたことを明らかにする。5人の聖職者の再判定報告はローマに送付されたが、教皇はこれを採用せず、改めて教皇から5人の聖職者に検閲が依頼され、三たび検閲がなされたがその内容は二度目と実質的な変化はなかったという。ベルトランは、かかる外的要素の介入がローマでの裁判を紛糾させ、判決を遅延させ、またこれによって信仰の問題が政治の問題に変化し、教皇はカランサが信仰上有罪であるかどうかよりも、むしろ判決が如何なる政治的影響を及ぼすか、に囚われてしまう結果となった、と結んでいる¹⁴⁾。

III

以上、テレチェアより前のカランサ研究の展開を概観したが、以下ではこれらの諸研究を承けて、遙かに壮大な規模でカランサ研究を展開したテレチェアの業績を紹介していく。テレチェアのカランサ関係の著作(論文・研究書・論文集・史料公刊など)は、筆者の把握した限りでは82篇に上る¹⁵⁾。このように多数であり、しかもそれが多種の雑誌等に掲載されているため、そのすべてを参看することは困難であり、筆者の参看し得たのも68編に留まっている。従ってここでの紹介もこの68篇に限らざるを得ない¹⁶⁾。テレチェアのカランサ関係の著作は多数であるのみならず、内容的にも多岐に亘っているが、便宜的にこれらを、カランサ裁判文書の公刊、カランサの著作の活字化と研究、カランサをめぐる諸人物についての研究、カランサの生涯の諸時期に関する研究、とに分類し、紹介していきたい。

〔1〕 カランサ裁判文書の公刊

カランサに関する史料として最も重要なものは、カランサ裁判文書である。スペイン国内でのカランサ裁判の記録は、裁判の移送と同時にローマに送られてしまい、またローマでの裁判記録は勿論ローマに存在するので、カランサ裁判文書の原本全体は現在ローマのヴァチカン図書館 (Biblioteca Vaticana) に未公開のまま所蔵されている。しかしスペイン国内での裁判記録については、その写本が現在マドリードの「王立歴史学会」に所蔵されており、テレチュアは主としてこれを底本として、裁判文書の一部を公刊している¹⁷⁾。写本は全23巻から成るが、第5巻が欠本で、第13巻は第12巻の不完全な写しであり実質的には全21巻から成るといってよく¹⁸⁾、その内で刊行されているのは6巻 (内2巻は一部分のみ) である。このようにカランサ裁判文書はスペイン国内での裁判に限って見ても、歴大な分量を有しており、カランサ研究の基礎的史料となっているのである。そこで以下では、裁判文書の刊本を見ていくことによって、カランサ裁判の一端に触れてみたい。

(1) 第1巻 (写本第12巻)。裁判が本格的審理に入る前、カランサは裁判の最高指揮者たる異端審問長官バルデスと2人の異端審問官を忌避した¹⁹⁾。バルデスは、1559年10月15日忌避申立を審理する法廷の設置を決め、カランサと検察官カミーノ (Camino) にこの法廷の裁判官を指名するよう命じ、前者はインディアス会議聴訴官 (Oidor del Concejo de las Indias) サルミエント (Juan Sarmiento) を、後者はバリャドリー高等法院聴訴官 (O. de la Chancillería de Valladolid) イスンサ (Juan Isunza) を指名し²⁰⁾、この2人の裁判官によって審理が進められ、1560年2月にカランサの申立を承認する決定が下された。以上の忌避申立をめぐる審理が第1巻 (全3部) の内容である。第1部は訴訟の法的審理に照応するすべての書類を年代順に配列してあるが、この中には、25項目から成るバルデス忌避理由の申立 (10月7日)、これに対するバルデスの回答 (10月18日)、異端審問官ペレス (Dr. Andrés Pérez) とコボス (Diego de los Cobos, アビラ司教) に対する忌避申立 (10月24日)、それに対する両者の回答 (10月25日)、カランサの申請した証人に対する検察官の非難 (tachas) (11月3日) などの書類が含まれている²¹⁾。

第2部は、カランサが申請した全証人の証言を収録している。順序は日付順ではなく、証言が聴取された場所毎にまとめられて配列されている。証言は、1559年10月24日にカランサ側が提出した27項目及び追加3項目の都合30項目の尋問²²⁾ (バルデスのカランサに対する敵意・偏見を立証する内容となっている) のすべて或いは一部に対する回答という形式をとっている。10月25日にカランサの提出した証人リスト²³⁾は総勢56人に上り、ポルトガル王妃フワナやベナベンテ (Benavente) 伯などの貴人から、一介の修道士に至るまで多種の人々を含んでいるが、証人リストに載っていない人々にも当局の判断で尋問がなされたため、ここには合計65人の証言が収録されている。

第3部は、1554年の異端審問制に関する覚書 (異端審問長官としてのバルデスを批判し、異端審問制の改革を主張する内容の文書で、カランサはカミーノがこれを彼に手交し、彼がフェリーペ2世に上呈した、と主張した) をめぐる、カミーノ、カランサ、フェリーペ2世の陳述、この文書に関するカランサ側証人に対するカミーノの非難、これに対するカランサの応答 (1560年1月29日) な

どの一連の文書²⁴⁾、逮捕以前のバルデスや異端審問会議との折衝などに関するカランサの上申書²⁵⁾ (1560年1月5日)、大司教バルデスに対するセビーリャ聖堂参事会の苦情を記した文書²⁶⁾ (曾てカランサに手渡されたもので1月5日にイスンサに提出された)、バルデス (1560年2月23日)、コボス (2月24日)、ペレス (2月26日) に対する忌避を承認する判決²⁷⁾などを含んでいる。

(2) 第2巻 (写本第1巻, 第9巻 [一部分], 第10巻)。ここには検察側の提出した有罪立証証言 (testificaciones de cargo)、鑑定書などが収載されている。証言の日付は、1559—64年に亘っているが、その殆どは62年6月までのものであり、証人数は、総計214人である。これらの証言の他に、検察側提出の証拠書類として、カランサのバリャドリーでの説教 (1558年8月21日)、押収されたカランサ所持の文書の一覧表 (1559年9月1日付)²⁸⁾、なども収録されている。

(3) 第3巻 (写本第11巻)。第2巻の検察側証言に対して、第3巻はカランサ側の反対証言 (証言の日付は1562—64年に亘っている) から成る。3部構成で、第1部は、保証証言 (t. de abonos) であり、これは証人が被告の日常生活や信仰を保証して、間接的に検察側の起訴に反駁するという訴訟手続である。1561年6月26日付で、101項目の尋問事項と50人の証人の名前がカランサから提示され²⁹⁾、これらの尋問事項に対する証人の回答が証言として収録されているのである。第2部は間接証言 (t. de indirectas) であり、これは尋問に対する証人の回答によって間接的に起訴を阻むという、異端審問特有の訴訟手続である。61年6月30日付で、47項目の尋問事項と証人名が、更に追加として6項目の尋問事項と証人名が提示され³⁰⁾、これに従って尋問がなされ、39人の証人が回答している。尋問事項は、義化、煉獄の存在、業、教皇、ミサ、祈禱、聖人崇敬などの神学的問題、皇帝薨去の際の立会い、トリエント公会議への参加、説教の内容など多方面に及び、これによってカランサは、起訴内容を構成すると予想される諸事項の無効化を図っているのである。第3部は、非難証言 (t. de tachas) であり、これも異端審問特有の訴訟手続である。異端審問では、告発者や証人の名前は被告には知らされない。そこで被告は告発者・証人であろうと推測した人々を挙げ、彼らが被告に対して憎悪・敵意・忿恨などを抱いていることを立証して、彼らの証言の無効化を図るのが、非難証言の手続である。具体的には告発者・証人と推測した人々に関して、他の人々に尋問を行なって、上記の事柄を立証する、という形式をとる。カランサの場合には、25人の証人に対して27項目の尋問がなされている³¹⁾。

(4) 第4・5・6巻 (写本第2巻 [一部分])。裁判の中核を成す審問 (audiencias) に関する文書を収録している。第1～3巻が訴訟の内実を構成する証言を主として収録しているのに対して、第4～6巻はそれを基にした、検察被告双方の具体的訴訟行為を含んでいる。刊本では全7巻以上になる予定であるというが、現在までに3巻が公刊されている。これによって裁判の進行を少しく詳細に見ていこう。

司教に対する裁判権は教皇に専一的に帰属しているが、1558年1月7日付のパウルス4世のバルデス宛の小勅書³²⁾は、彼に司教審問権を譲与しており、カランサに対するスペイン国内での裁判は、これを根拠として実施されたのである。所が59年8月19日にパウルス4世が没し、この権限譲

